



資料6-2

4月9日の議論をもとに修正

日本学術会議憲章案

第196回総会

日本学術会議憲章検討分科会

委員長 磯 博康

1. 検討の経緯

- 日本学術会議憲章案について、全5回の分科会を開催し議論を行ったほか、幹事会等において意見聴取を行い、憲章案を取りまとめた。
- 検討に当たって参照した資料
 - ✓ 声明「日本学術会議憲章」
 - ✓ 声明「科学者の行動規範－改訂版－」
 - ✓ 日本学術会議のより良い役割発揮に向けて
 - ✓ 声明「科学者憲章について」
 - ✓ 世界最高のナショナルアカデミーを目指して～日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書～
 - ✓ 声明「次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」
 - ✓ 衆議院・参議院附帯決議

2. 全体構成について

- 声明として発出
- 総論としての《前文》、日本学術会議の具体的な誓約内容を列挙する《本文》
- 《本文》は10項で構成
 - 第1項 **日本**~~わが国~~の**科学者**研究者の代表機関
 - 第2項 人類の平和的で持続可能な発展への寄与
 - 第3項 学術分野を包摂する組織
 - 第4項 科学的かつ客観的な意思の表出
 - 第5項 市民社会、多様な組織・団体との連携及び協働
 - 第6項 国際連携及び協働の推進
 - 第7項 未来からの展望の提示と人材育成
 - 第8項 伝統の継受と持続的な改革
 - 第9項 人々との対話による学術に対する信頼の確保
 - 第10項 倫理の遵守と使命の達成

3. 日本学術会議憲章案

『声明』

日本学術会議は、ここに日本学術会議憲章を公にし、学術に携わる日本わが国の科学者の代表機関としての使命と、~~日本学術会議が負う~~責務を社会に対して明らかにし、その遵守を決意する。

(註:ここでは、あらゆる分野における~~人文・社会科学、生命科学、理学・工学等の~~基礎研究から応用研究及び技術開発までを包含した知の営みの総体を学術と呼ぶ。)

議論のポイント

- 全体に亘って、「学術」という言葉を用いることとし、註釈で「学術」を基礎研究から 応用研究まで包含した概念として記載

3. 日本学術会議憲章案

『前 文』

学術は、人類の知的欲求に根ざし、過去から現在にかけて人類が育み、共有し、継承し、発展させてきた文化および文明の基盤の上に成立し、自然・社会・人間に係わる現象の体系的な知的資産である。

その拡大・深化は、合理と実証を旨とする自由な研究・解釈・叙述と、それを科学者が批判的かつ自律的に検証し、暫定的な学問上の真理として形成する知の営為によって支えられている。

得られた学問上の真理は人類の知的公共財であり、その成果を応用して現在と未来の人類に幸福と豊かさをもたらし、さらには未来への展望を示す。

科学者は学術の担い手として、専門性と相互批判に支えられた熟議を通じて自律的に真理を探究し、人を取り巻く森羅万象を詳らかにするとともに、得られた知見を社会に還元し、文化を育み、未来への展望を示す存在である。

議論のポイント

- 学術の内容、学問上の真理の意義、科学者の役割を順に記載

3. 日本学術会議憲章案

『前文（つづき）』

日本学術会議は、~~わが国の~~多様な学術分野の担い手である科学者とそれを支える職員等により結成された、~~日本わが国~~を代表する学術機関として、**独立性、自主性及び自律性をもって**、国内はもとより国外においても以下の使命を有する。

市民社会、大学・研究機関、国内外の学術組織、産業界、国、地方公共団体等との連携・協働によって、人類の知的資産の拡大・深化、社会課題の解決、環境との調和、そして、過去から継承した文化の育成、人類の平和的発展と幸福の追究を**目指し**~~の貢献を使命とし~~、その責務を自律的に果たす。

議論のポイント

- 日本学術会議の構成、使命を明記
- 学協会やアカデミア以外のステークホルダーとして、シチズンサイエンスや市民参画等、科学者コミュニティが従来よりも広がっていることを考慮し、市民社会を冒頭に置いた
- 「国、地方公共団体」は、国と地方それぞれの行政・立法・司法を含む

3. 日本学術会議憲章案

第1項 わが国の科学者の代表機関

日本学術会議は、わが国の科学者を代表する機関として、研究の自由及び学問の自律性の保障のもと、専門的知見に基づき政治的・経済的利害からの距離を保った中立的な立場を堅持し、学術の発展に貢献する。

議論のポイント

- 中立性に関しては、「専門的知見に基づき、政治的利害から距離をとること」と具体的に記載

第2項 地球環境との調和による、人類の平和的で持続可能な発展への寄与

日本学術会議は、人々の繁栄、健康と文化を育み、福祉と幸福の増進を目指し、多様な生物が共生する地球環境との調和をもって、人類の平和的で持続可能な発展に貢献する。

議論のポイント

- 地球環境との調和を強調

3. 日本学術会議憲章案

第3項 学術分野を包摂する組織

日本学術会議は、**あらゆる**~~人文・社会科学、生命科学、理学・工学等~~の幅広い分野の基礎研究から応用研究**及び技術開発**を包摂するとともに、多様な属性や社会的背景を有する科学者の参画を促進する。

第4項 科学的かつ客観的な意思の表出

日本学術会議は、**科学的かつ客観的な意思の表出して**公論を促進し、政策や社会制度の**人々による**より良い選択に寄与する。**そのため、多様な学術分野の**~~専門的訓練を受けた~~科学者による俯瞰的視点からの熟議と検証を通して意思を表出する。その際、不確実性、異質性と向き合い、自律性と公平性、誠実性と透明性を堅持する。

議論のポイント

- 意思の表出の目的(より良い選択への寄与)、専門性、俯瞰性、熟議と検証を明記、その目的のための態度を記載
- 「人々」は、社会の内外も含めた人々の意。「国民」や「市民」という範疇以外も含む

3. 日本学術会議憲章案

第5項 市民社会、多様な組織・団体との連携及び協働

日本学術会議は、多様な知の融合により、市民社会、大学・研究機関、国内外の学術組織、産業界、国、地方公共団体等との連携・協働を推進して社会課題の解決を目指し、以て人類の平和的発展に貢献寄与する。

議論のポイント

- 多様な知の融合、市民社会、多様な組織・団体との連携・協働の先に平和的発展の貢献があることを記載

第6項 国際連携及び協働の推進

日本学術会議は、日本を代表するアカデミーとして、人類の歴史や文化、国際社会、地球規模・宇宙に関する現状の課題解決及び将来起こりうる課題の探求に向け、海外アカデミーを含む国際学術組織との主体的な連携及び協働を推進する。

3. 日本学術会議憲章案

第7項 未来からの展望の提示と人材育成

日本学術会議は、現代を生きる人々が、過去を受け継ぐとともに、未来への義務と責任を負うという世代間の倫理に則り、人々が共感と期待を抱く未来から△の展望を提示する。その上で、未来を担う世代の**科学者**~~研究者~~の自律的な研究活動を長期的視点から支援し、~~学術界の内外で学術を担う人材の~~育成に努める。

議論のポイント

- 未来への義務と責任(世代間の倫理)を強調

第8項 伝統の継受と持続的な改革

日本学術会議は、人類の歴史と文化を尊重し、**学術**△の伝統を**継受**~~継承~~しつつも、会議体としての改革を時代の要請に応じて持続的に行う。

議論のポイント

- 伝統と改革の両面を強調

3. 日本学術会議憲章案

第9項 人々との対話による学術に対する信頼の確保

日本学術会議は、広く人々との対話を促進し、学術の成果を共有して、広い世代に亘る理解・判断能力の向上や知的欲求の醸成を図るとともに、専門的判断の根拠や限界の丁寧な説明や、提言等の意思の表出の内容の更新も含めて、学術に対する共感、希望、信頼の確保に努める。

議論のポイント

- 人々との対話、共有、科学的リテラシー醸成、共感、希望、信頼の確保を記載

第10項 倫理の遵守と使命の達成

日本学術会議は、広く人々からの負託に応える責務を自律的に果たすことを誓約する。責務とは、専門的良心に基づき再現性・透明性を確保して真理を追求する知的責任のもと、科学的成果の公共善としての社会への還元、並びに過去から未来の全ての人類に対する結果責任を引き受ける世代をも越えた倫理の遵奉であり、日本学術会議の使命達成に誠実に取り組む。

(以上)

『前 文』

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。

この活動を担う科学者は、**人類遺産である公共的な知的資産を継承**して、その基礎の上に新たな**知識の発見**や**技術の開発**によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある**平和的な発展**に貢献することを、**社会から負託**されている存在である。

日本学術会議は、**日本の**科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の**義務と責任を自律的に遵守**する。

第1項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。

第2項 日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の**全分野を包摂する**組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。

第3項 日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する**社会の選択に寄与**する。

第4項 日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、**蓄積された成果の利用と普及**を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成および女性研究者の参画を促進する。

第5項 日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。

第6項 日本学術会議は、各国の現在世代を衡平に処遇する観点のみならず、現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献する。

第7項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として持続的に活動する資格を確保するために、会員及び連携会員の選出に際しては、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に受け入れて実行する。

日本学術会議のこのような誓約を受けて、会員及び連携会員はこれらの義務と責任の遵守を社会に対して公約する。